

平成28年度5月（第2回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

平成28年5月27日（金） 午後2時00分～午後3時30分

2 場 所

光市立図書館2階会議室

3 出席委員

永岡委員長、河村委員、寺崎委員、中西委員、能美教育長

4 事務局

蔵下教育部長、和田学校教育課長、奥屋学校教育課主幹、弘文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、穂山図書館長、呉橋学校給食センター所長、太田教育総務課長、近藤福祉保健部長、竹内幼児教育指導担当課長、升子ども家庭課保育・子育て支援係長、影土井教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 春の叙勲の受章について
- (2) 教育開発研究所の調査研究について
- (3) 小学校の運動会について
- (4) 中学校春季県体の結果について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第1号 光市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

(ア) 概 要

光市教育支援委員会条例等の規定に基づき、教育支援委員会委員を任命又は委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内 容

光市教育支援委員会条例及び光市教育支援委員会規程に基づき、37名の委員を任命又は委嘱するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

名簿にある教諭とは、どのような役割を担う教員か。

② 回 答

主に特別支援学級担任の教諭や校内コーディネーターの教諭である。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第2号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概 要

社会教育法及び光市社会教育委員に関する条例等に基づき、光市社会教育委員を委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内 容

社会教育法及び光市社会教育委員に関する条例に基づき、2年間の任期において、12名の委員を委嘱するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

※議案第3号及び報告第1号は関連があることから、一括して審議。

ウ 議案第3号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について

報告第1号 光市人権教育推進協議会設置要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光市人権教育推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、光市人権教育推進協議会委員を委嘱するため、本案を提出。併せて要綱の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

要綱に基づき、1年間の任期において、46名の委員に光市人権教育推進協議会委員を委嘱するもの。

光市コミュニティセンター設置条例に基づき、平成28年4月1日より公民館が廃止され、全ての公民館がコミュニティセンターに移行されたことに伴う要綱の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 議案第4号 光市青少年補導委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市青少年センターの設置に関する規則に基づき、青少年補導委員を委嘱するため、本案を提出

(イ) 内 容

光市青少年センターの設置に関する規則に基づき、平成28年6月1日から平成29年5月31日の1年間の任期において、251名の委員に光市青少年補導委員を委嘱するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

毎年、会議等を開催しているか。

② 回答

昨年は全体研修会を2回開催し、それ以外にも各コミュニティ協議会単位において定期的な会議・活動が行われている。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

オ 議案第5号 平成27年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成28年度事業計画について

(ア) 概要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成28年度事業計画を市議会に報告することについて教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内容

平成27年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成28年度事業計画の内容及び要旨について、関係課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

市内3施設のうち、統括的な事務はどの施設で担っているか。また、職員の定期的な人事異動は行われているのか。

② 回答

定期的な人事異動はないが、このたびは内部異動として、ふるさと郷土館から文化センターへの職員の異動があった。

① 意見

絵画貸出事業では、どのような人物が借りられているのか。また、どのような用途による借用が多いのか。

② 回答

イベントや行事等を開催する際の借用が多い。また、家庭での観賞用に借りられるケースもあると聞いている。

① 意見

教育委員会の重点施策における事業方針等は、しっかり網羅されているか。

② 回答

重点施策の方針を基本に、事業等を実施している。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

カ 議案第6号 平成27年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成28年度事業計画について

(ア) 概要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成28年度事業計画を市議会に報告することについて、教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内容

平成27年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成28年度事業計画の内容及び要旨について、関係課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

スポーツ公園や総合体育館の周りは非常によく除草等がされている。職員で除草や環境整備等をされているのか。

② 回答

施設の一部については業者に依頼しているが、基本的には職員で行っている。

① 意見

利用状況を見ると、光市総合体育館やスポーツ公園に関しては様々な大会等が開催されており、広域的な利用が多いように思う。一方で、大和総合運動公園については地域密着型の施設として、市内行事や大会等による活用が多いように思うが、どのような位置付けで運営されているのか。

② 回答

施設の設置状況や規模もある。大和総合運動公園は体育館の床がウッドではないため、中学生や地元のスポーツ少年団等の利用が多い。一方、光市総合体育館は施設規模が大きいと、主要な大会等の開催や広域的な利用が多いという状況になっている。

① 意見

昨年度、非常に人気があった「苦手克服スポーツ塾」は、どのような方法で参加者等の募集を行っているのか。

② 回答

実施を依頼した業者とのタイアップによる募集に加え、市広報への掲載等により募集している。鉄棒種目においては、募集開始から30分で予約がいっぱいになるなど、非常に好評を得ている。昨年は好評により実施回数を増やしたところである。こうした小学校低学年を対象とした種目はあまり例がないこともあり、大変好評をいただいている。参加者の口コミにより広がっているところもある。

① 意見

延回数で参加者が400人を超えているようであるが、このスポーツ塾で跳び箱や鉄棒ができるようになるものか。

② 回答

このスポーツ塾でほぼできるようになると聞いている。特に鉄棒は、授業以外で取り組む機会が少ないので人気がある。

① 意見

様々な企画がこうした形で高評価の事業となり、加えて参加者も増えていくことはとても良いことだと思う。その結果、事業収入も増えてきているのか。

② 回答

事業収入も増えてきている。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

キ 報告第2号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

平成28年4月1日付の教職員の人事異動に伴い、光市学校運営協議会規則に基づく市内小中学校7校における学校運営協議会委員の任命について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

ク 報告第3号 光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について

(ア) 概要

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について、光市奨学金貸付審議会規程の規定に基づき、6名の委員を任命又は委嘱したことについて報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

本審議会について補足すると、11名の奨学生を推薦することになった。その際、奨学金の返済が困難なケースが増えているという指摘があった。報道によると、給付型の奨学金制度も検討されるということなので、将来的には返還型と同時に給付型の制度も導入されると思うが、現在の光市の奨学金は返還型の制度で進められている。

ケ 報告第4号 光市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

(ア) 概要

光市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について、事務局より報告。

(イ) 内容

障害者に対する差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づける障害者差別解消法が4月に施行されたことに伴い、4月1日付で光市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成したことについて報告するもの。

コ 報告第5号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より報告。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった4名を承認したことについて報告するもの。

サ 報告第6号 平成28年度中学生並びに同行教員の海外派遣について

(ア) 概要

平成28年度中学生並びに同行教員の海外派遣者の決定について、事務局より報告。

(イ) 内容

平成28年5月9日に開催した光市海外派遣事業選考委員会において、中学生12名、同行教員1名、計13名の海外派遣者の決定について報告するもの。

なお、高校生の募集については、平成28年度から中止している。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

中学校ごとの派遣者に偏りがあるが、応募してきた生徒を選考した結果として、こうなっているのか。

② 回答

各中学校の応募者数に差があったため再確認をしたが、追加の希望がなかった。そのうえでの選考の結果である。

① 意見

昨年参加した生徒の報告や話題等により、希望者が多かったという中学校はあるのか。

② 回答

そういう中学校はある。

① 意 見

派遣先は昨年度と同じ場所か。

② 回 答

同じ場所である。